

電力広域の運営推進機関  
自動車運行管理業務委託  
入札仕様書

電力広域の運営推進機関

2019年8月

## 1. 件名

電力広域的運営推進機関 自動車運行管理業務委託

## 2. 目的

当機関が管理する自動車の円滑な運行を維持するために、自動車運行管理業務を委託するもの

## 3. 委託期間

2019年10月1日～2020年12月31日（15ヶ月間）

## 4. 運行管理者数

2名

## 5. 業務内容

### I. 業務の範囲

- ① 運行管理車両の運転
- ② 管理車両の保全・管理（日常点検及び清掃）に関する事項
- ③ 燃料の給油
- ④ 事故処理に関する全般
- ⑤ ETCカードの管理
- ⑥ 自動車保険（任意保険）に関する業務
- ⑦ 駐車料金等の立替払い

### II. 業務に関する費用

業務の実施に伴う費用については、次に掲げる①～③を除き、請負者の負担とする。なお、①～③については、契約外で実費により精算する。

- ① 運行に必要な燃料の給油
- ② 請負者の責によらない修理等
- ③ 業務遂行上必要な有料道路通行料及び有料駐車場の使用料

## 6. 業務時間

I. 業務時間は、管理車両の運行前点検から運行後点検・清掃終了時までとする。

II. 業務時間は、以下の通り分類し、分類ごとに料金を定めるものとする。

- ① 基本業務時間：午前7時30分～午前10時00分の間から開始する連続9時間（うち休憩時間1時間）
- ② 基本時間外業務：午前5時00分～上記基本業務時間の開始時刻まで、および上記基本業務時間の終了時刻～午後10時00分
- ③ 深夜時間外業務：午後10時00分～翌日午前5時00分
- ④ 休日業務：土日祝日および年末年始（12月29日～1月3日）の午前5時00分～午後10時00分
- ⑤ 休日深夜業務：土日祝日および年末年始の午後10時00分～翌日午前5時00分

## 7. 請負者及び運行管理者の資格要件

### I. 請負者

- ① 請負者は、運行管理者に対する社内服務教育及び安全運転の教育・研修を定期的実施すること。
- ② 請負者は、平時及び事故時における管理体制を確立すること。
- ③ 請負者は、運行管理者が休務した場合等において、代務要員を速やかに配置できる体制をとること。なお、代務要員が本業務を行う場合においても、下記7.IIの資格要件を満たすこと。
- ④ 請負者は、一度決定した運行管理者を請負者の都合により変更するときは、原則として1ヶ月前までに広域機関に変更を申請し承認を得ること。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

### II. 運行管理者

- ① 運行管理者は、請負者が直接雇用している社員であり、2019年10月1日時点で請負者の下で運行管理又はハイヤー乗務経験が継続して半年以上あること。また、2019年10月1日時点で、満年齢65歳以下であり、かつ、健康状態に問題がないこと。
- ② 運行管理者は、自動車運転歴が10年以上、かつ、東京都内において運転従事歴5年以上を有すること。
- ③ 運行管理者は、普通自動車第二種運転免許を取得していること。
- ④ 運行管理者は、2019年10月1日から遡って3年以内に運転免許証の停止処分等の原因となる重大な交通違反歴がないこと。
- ⑤ 当機関が、運行管理者についてその適格性に欠けると認められた場合、請負者は速やかにその代替者を選任し交代させるものとする。

## 8. 運行管理者の責務

- ① 運行管理者、ネクタイ、ジャケットを着用し、送迎業務に相応な服装を心掛けること。(ただし、広域機関の指定するクールビズ活動実施期間においては、ノーネクタイを基本とする。)
- ② 運行管理者は、管理車両の利用者に対して丁寧な対応を心掛け、礼節を重んじること。
- ③ 運行管理者は、管理車両を常に清掃し、清潔を保つこと。

## 9. 管理車両及び保管場所

業務において使用する管理車両及び保管は次の通りとする。

- ① 管理車両：国産車2台（セダン：排気量3000ccクラス）
- ② 保管場所：当機関が指定する駐車場に保管すること。

## 10. 運行管理者の待機場所

当機関が指定する場所に待機すること。

## 11. 自動車保険（任意保険）の加入

- I. 請負者は、管理車両に対し、自動車保険（任意保険）契約を締結することとし、その保険金額は次に掲げるとおりとする。

- ① 車 両 時価額
- ② 対人賠償 無制限
- ③ 対物賠償 無制限

④ 搭乗者 1,000万円以上

- II. 請負者は、前項により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく当機関に提示すること。
- III. 請負者は、当機関の承認なく、保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることはできない。

12. 事故等に関する措置

- I. 運行管理者は、業務遂行中に事故等が発生したときは、速やかに一次対応を行うとともに、その状況を当機関に報告すること。また、請負者は速やかに当機関と協議のうえ事故処理業務を行うものとする。
- II. 請負者は業務遂行上における人身、対物及び車両の事故の如何に関わらず全て適切に対処すること。また、損害に対する賠償責任を負うものとし、これに伴う一切の費用を負担するものとする。
- III. 管理車両が、請負者の責により走行できないときは、代替車両をもって行うこととし、事前に広域機関の了解を得ることとする。

13. 運行予定の通知等

- I. 当機関は、原則、管理車両の1週間分の運行予定を遅くとも前週の金曜日（祝日の場合はその前日）中に請負者に通知するものとする。
- II. 請負者はこれを受けて、運行計画を作成し、運行管理者に必要な指示を行うものとする。

14. 業務の報告

請負者は、別に定める自動車運転日報を運行管理者に作成させ、翌日中（休日の場合はその翌日）に当機関に提出させるものとする。

15. 特記事項

- I. 本業務に必要な金額は、別紙「自動車運行管理業務に係る経費積算について」に基づき積算し、契約は単価契約とする。
- II. 本仕様書に記載のない事項及び疑義については、当機関と協議のうえ決定することとする。

以 上